

新入生の保護者の皆様へ

2024年度用

公益財団法人 日本国際教育支援協会

学研災※付帯 学生生活総合保険

(総合生活保険(こども総合補償)(※学研災は学生教育研究災害傷害保険の略称です))

団体割引**30%**が適用されています



相模女子大学・相模女子大学短期大学部

申込締切：2024年4月30日(火)

こんなときにお役に立つ制度です

共通補償

自宅生用ABC

自宅外生用DEF

追加補償 自宅外生用DEF

1 個人賠償責任 示談交渉サービス付

国内外で**学生本人**が偶然な事故により**他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったとき**や、国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品)(※1)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)

例 自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせた。

(※1)携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。

※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外です。



2 学生本人のケガ

死亡・後遺障害保険金※

国内外で**学生本人**が急激かつ偶然な外来の事故で**死亡または後遺障害を被った場合**に保険金をお支払いします。(ただし、正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舍を除く)の事故は本保険(学研災付帯学生生活総合保険)では対象となりません。学研災での補償対象となります。)

治療費用保険金(※1)(※2)(※3)

治療費実費を補償

学生本人が国内で1日以上**通院または入院した場合**、健康保険等の自己負担分(※4)を保険金としてお支払いします。



病院で払った自己負担額

率	負担金	負
3割	4,380円	4.
額	消費税等	優
円	円	円

例 スノーボードで転倒し、骨折して入院した。

※地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償されます。

3 学生本人の病気

例 風邪で通院、肺炎で入院。

治療費用保険金(※2)(※3)

治療費実費を補償

学生本人が病気を被り国内で1日以上**通院または入院した場合**、健康保険等の自己負担分(※4)を保険金としてお支払いします。



(歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核、裂肛等による入院は除きます。)

※1 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

※2 治療費用保険金のお支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

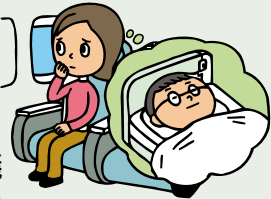
※3 保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。(ただし、保険期間の開始

時より2年(保険期間が1年以下の場合は「1年」)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。)

※4 自己負担分の詳細については、(補償の概要等)をご参照ください。

4 救援者費用等

国内外で**学生本人**が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気を被り継続して3日以上**入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等**に、捜索救助費用や交通費、宿泊費等をお支払いします。



例 病気にかかり、長期入院を余儀なくされ、実家から母親が看病にきた。

5 育英・学資費用補償

国内外で**扶養者**が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)によって**亡くなられたり、重度後遺障害を被った場合**に補償します。なお、**Aタイプ・Bタイプ・Dタイプ・Eタイプ**では**学資費用**についてケガに加えて**扶養者が疾病**により亡くなられた際も補償します。(あらかじめ扶養者の方をご指定いただきます。)(払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。)

■育英費用(ケガ)

育英費用保険金を全額一度にお支払いします。

■学資費用(ケガ・病気)

お支払い対象期間中(※1)に実際にかかる授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

例 扶養者が事故で亡くなり、後期の授業料が払えなくなった。
※地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償されます。
(※1)お申込時にご申告いただいた卒業予定年次までの期間となります。



6 生活用動産 一人暮らし限定

国内で**学生本人**が**所有する家財**が火災や盗難等の偶然な事故で**損害を受けた場合**に保険金をお支払いします。
免責金額(自己負担額):5,000円



※建物外に持ち出している間も補償されます。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合(兄弟等と同居している場合を含む)はご加入できません。

例 空き巣が入り、家財が盗難にあった。

7 借家人賠償責任 一人暮らし限定

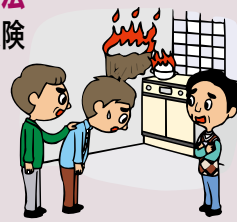
国内で**学生本人**が火災等の偶然な事故により借戸室を損壊したため、**家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合**に保険金をお支払いします。

(火災や水もれ破損など)

借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合(兄弟等と同居している場合を含む)はご加入できません。

例 ポヤを出し、天井や壁に損傷を与えた。



(公財)日本国際教育支援協会の**スケールメリット** **団体割引30%適用**により**保険料が割安**

「自宅生用」
加入タイプ **Aタイプ**
4年間の補償内容で

比較 → 団体割引0%
約**106,590円** → **約31,980円割安**

本制度で加入
74,610円
(1年間あたり**18,653円**)

保険料	天災危険補償特約付き		オススメ ご加入タイプ		
	□自宅生用		充実タイプ	基本タイプ	エコノミータイプ
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
4年間(新入生)	4月加入	74,610円	59,220円	43,830円	
	5月加入	73,870円	58,490円	43,100円	
	2年間(短大生・3年編入生・大学院生)	4月加入	30,560円	26,450円	22,340円
	5月加入	29,760円	25,690円	21,610円	

保険金額	1 個人賠償責任 (注3)	特徴!! <small>国内の事故に関しては、東京海上日動の示談代行つき!!</small> 国内: 1事故3億円限度 国外: 1事故1億円限度		
	2 ケガ	死亡・後遺障害 (注1) 入院・通院 (注2)	100万円	100万円
3 病気	入院・通院 (注2)	治療費用実費 治療費用実費 治療費用実費 (医療機関の窓口で自己負担した費用を補償)		
4 救援者費用等		100万円	100万円	100万円
5 学資費用(ケガ)	育英費用(ケガ) (注6)	100万円	100万円	100万円
	学資費用(ケガ) (注4)(注6) <small>[扶養者が病気になって死亡した場合の授業料等の補償]</small> 学資費用(病気) (注4)(注6)	100万円	50万円	補償対象外
6 生活用動産 (注5)		補償対象外	補償対象外	補償対象外
7 借家人賠償責任 (注5)		補償対象外	補償対象外	補償対象外

(注1) 教育研究活動中の事故は本保険では対象とならず、学研災での対象となります。
 (注2) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
 (注3) 情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度となります。
 (注4) 学業費用支払期間(保険責任の開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)はそれぞれ卒業予定年次(注7)までの期間です。
 (注5) 下宿・寄宿生の方であっても自宅生プラン(A・B・C)にご加入いただくことが可能です。
 (注6) 独立生計の学生はお選びいただけません。
 (注7) お申込時にご申告いただいた卒業予定年次となります。
 上記保険料は、全国での被保険者(保険の対象となる方)数が10,000人以上の場合の割引率30%が適用されています。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

(公財)日本国際教育支援協会の**スケールメリット** **団体割引30%適用**により**保険料が割安**

「自宅外生用」
加入タイプ **回タイプ**
4年間の補償内容で

比較 → 団体割引0%
約**117,410円**

本制度で加入
約**35,220円割安**
82,190円
(1年間あたり**20,547円**)

保険料	天災危険補償特約付き		オススメ ご加入タイプ		
	□自宅外生用		充実タイプ	基本タイプ	エコノミータイプ
			回タイプ	目タイプ	目タイプ
4年間(新入生)	4月加入	82,190円	66,800円	51,410円	
	5月加入	81,310円	65,930円	50,540円	
	2年間 (短大生・3年編入生・大学院生)	4月加入	34,640円	30,530円	26,420円
		5月加入	33,700円	29,630円	25,550円

保険金額	1 個人賠償責任 (注3)		国内: 1事故3億円限度 国外: 1事故1億円限度	国内: 1事故3億円限度 国外: 1事故1億円限度	国内: 1事故3億円限度 国外: 1事故1億円限度
		特徴!! 国内の事故に関しては、東京海上日動の示談代行つき!!			
2 ケガ	死亡・後遺障害 (注1)		100万円	100万円	100万円
	入院・通院 (注2)		治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
3 病気	入院・通院 (注2)		医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		
4 救援者費用等			100万円	100万円	100万円
5 学資費用(ケガ)	育英費用(ケガ) (注6)		100万円	100万円	100万円
	学資費用(ケガ) (注4)(注6)		100万円	100万円	100万円
	学資費用(病気) (注4)(注6) <small>[扶養者が病気になって死亡した場合の授業料等の補償]</small>		100万円	50万円	補償対象外
6 生活用動産 (注5)			50万円	50万円	50万円
7 借家人賠償責任 (注5)			500万円	500万円	500万円

(注1)教育研究活動中の事故は本保険では対象とならず、学研災での対象となります。

(注2)お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

(注3)情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度となります。

(注4)学業費用支払期間(保険責任の開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)はそれぞれ卒業予定年次(注7)までの期間です。

(注5)下宿・寄宿生の方であっても自宅生プラン(A・B・C)にご加入いただくことが可能です。

(注6)独立生計の学生はお選びいただけません。

(注7)お申込時にご申告いただいた卒業予定年次となります。

上記保険料は、全国での被保険者(保険の対象となる方)数が10,000人以上の場合の割引率30%が適用されています。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

ご加入方法

下記 1,2 いずれかの方法でお申し込みください

(入学から卒業まで1度のお手続きで補償されます)

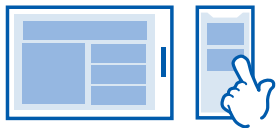
1. Webでのご加入

① QRコード(またはURL)でアクセスください。



<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigaku-so?id=0235600>

② 事前登録
(メールアドレスが必要)
③ 加入内容の入力
④ 加入タイプの選択
⑤ コンビニの選択



⑥ コンビニで保険料を払い込みください。
(払込手続きをもってお申込みは完了します。なお、別途システム使用料(385円)がかかります。)



加入手続完了

加入者証を保険期間開始日の2ヵ月後を目処にお送りします。
(加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。)



*送付先は扶養者住所です。

2. 払込取扱票でのご加入

ご加入タイプ・保険料表よりご希望の補償内容をお選びください。

※保険期間は選べません。
卒業までの一括払いとなります。

A B C D E F

保険料をご確認のうえ記入例に従い、同封の「払込取扱票」に必要事項をご記入ください。



ゆうちょ銀行または郵便局から保険料をお振り込みください。
(振込手続きをもってお申込みは完了します。なお、振込手数料(窓口現金扱5万円以上527円・5万円未満313円)は払込人負担となります。)



加入手続完了

●加入者証到着までは払込取扱票の振替払込請求書兼受領証が当加入の証となりますので、このパンフレットと合わせて大切に保管してください。
※誤って多くの保険料をお振込みいただいた場合(新規申込・変更)、返戻時の振込手数料は受取人負担となります。返戻金保険料<振込手数料となる場合には返戻いたしませんのでご容赦ください。

メディカルアシスト 自動セット

24時間365日受付*1

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

※ご加入者および保険の対象となる方と、そのご親族(以下「サービス対象者」といいます。)からの直接の相談に限ります。(親族:配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。 婚約とは異なります。)・6 親等以内の血族・3 親等以内の姻族)

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24 時間お電話で対応します。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

尚、電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後日配布するご案内チラシに記載しています。

※このサービスは、保険会社の提携先を通じてご提供いたします。

※このサービスメニューは、変更・中止となる場合がありますので、ご了解ください。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

※メディカルアシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みにも、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

* 1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

* 2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただけます。



お申込締切日と保険期間

※必ず締切日までに振り込みください。

お申込
締切日

申込締切

2024年4月30日(火)

保険
期間

2024年

4月1日午前0時より

4年タイプ

2028年4月1日(午後4時)まで

2年タイプ

2026年4月1日(午後4時)まで

- 締切日以降のお申込も承っておりますが、補償期間開始日が遅れます。
- 4月加入をご希望で2024年4月1日以降にお振込の方は振込み日翌日からの補償開始となります。
- 5月加入をご希望で4月中にお振込みいただいた場合は5月1日からの補償開始となり2024年5月1日以降にお振込みの方は振込み日翌日からの補償開始となります。
- 6月以降の保険料につきましては取扱代理店までお問い合わせください。
- なお、ご都合により大学をお辞めになる場合には残期間に応じて算出のうえ、ご返金いたします。
- 編入生などで、卒業までの期間(保険期間)が1年間、3年間の学生は取扱代理店までお問い合わせください。

ご加入にあたってのご注意

保険の対象となる方の範囲

この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります(退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。)

補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用動産特約 ●救済者費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険(子ども総合補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

扶養者の指定

扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。(保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。)

死亡保険金受取人の指定

傷害の死亡保険金は法定相続人にお支払いします。お子様(保険の対象となる方)の法定相続人以外の方を、傷害の死亡保険金受取人として指定することはできません。法定相続人の範囲内の方を保険金受取人として指定する場合は所定の方法により保険の対象となる方の同意が必要となります。(保険の対象となる方が未成年者でかつ未婚である場合、この同意は保険の対象となる方の法定代理人(親権者等)が代理して行うことが必要です。)同意のない場合には、保険契約が無効になります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出いただく義務)等

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載

しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。(弊社の代理店には告知受領権があります。)告知事項は、以下の事項となります。

- 保険の対象となる方ご本人の生年月日
- 保険の対象となる方がお仕事に従事している場合、その職業、職務
- 保険の対象となる方が加入する公的医療保険制度
- 他の保険契約等*を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます)。

* 他の保険契約等とは全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

- 加入される方(団体の構成員)の氏名(ふりがな)についても併せてご確認くださいいただきますようお願いいたします。

通知義務(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡いただく義務)

加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。通知事項は、以下の事項となります。

- 保険の対象となる方がお仕事に従事している場合、または新たにお仕事に従事する場合、その職業、職務
- 保険の対象となる方が加入する公的医療保険制度

もし事故が起きたときは

- ①事故の通知:事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ③ケガや病気を被ったときすでに存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ④ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- ⑤賠償事故の場合:損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませぬので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

その他ご注意ください

育英費用について

本パンフレット記載の育英費用は、以下のような場合には効力を失います。

(a.に該当した際には、その年度の育英費用分の保険料を返還できない場合があります。)

a. 育英費用保険金をお支払いしたとき

引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は保険期間が1年以内の場合は原則として80%(破綻保険会社の支払停

止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)、保険期間が1年超の場合は原則として90%まで補償されます。

ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いませぬ。ご不明の点は、引受保険会社にお問い合わせください。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行・交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

このパンフレットは、学研災付帯学総(総合生活保険(子ども総合補償))の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総(総合生活保険(子ども総合補償))補償の概要等」をご確認ください。

(学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険については、本学の担当窓口(学生課)までご照会ください。)

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険(子ども総合補償)のペットネームです。

この保険は(公財)日本国際教育支援協会をご契約者とし(公財)日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険(総合生活保険(子ども総合補償))団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として、(公財)日本国際教育支援協会が有します。

お問い合わせ先
(取扱代理店)

T・S・A(石間企画事務所)

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-16-10 コスモス御苑ビル501C

03-5369-2623(土・日・祝祭日を除く 9:20~17:00)

注)学研災および学研賠については、本学の担当窓口までお問い合わせください。

Webでの保険金請求をご希望の方



<https://tmj0513.co.jp>

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
担当課:公務第二部 文教公務室

〒102-0075 東京都千代田区三番町6-4
TEL 03-3515-4133 FAX 03-3515-4132